○宇都宮市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成25年３月22日
条例第10号
改正　平成25年３月第37号
平成26年３月第８号
平成26年12月第44号
平成29年３月第９号
平成30年３月第６号
令和元年７月第６号
令和３年３月第６号
令和３年７月第23号
令和６年３月第16号
令和７年３月第11号

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　療養介護（第４条―第32条の２）
第３章　生活介護（第33条―第50条）
第４章　自立訓練（機能訓練）（第51条―第55条）
第５章　自立訓練（生活訓練）（第56条―第60条）
第５章の２　就労選択支援（第60条の２―第60条の８）
第６章　就労移行支援（第61条―第69条）
第７章　就労継続支援A型（第70条―第84条）
第８章　就労継続支援B型（第85条―第87条）
第９章　多機能型に関する特例（第88条―第90条）
第10章　雑則（第91条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第１項の規定に基づき，障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　利用者　障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

(2)　常勤換算方法　事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより，当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

(3)　多機能型　生活介護の事業，自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業，自立訓練（生活訓練）（規則第６条の６第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業，就労移行支援の事業，就労継続支援A型（規則第６条の10第１号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（規則第６条の10第２号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援をいう。）の事業，放課後等デイサービス（同条第３項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業，居宅訪問型児童発達支援（同条第４項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第５項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（平26条例８・平26条例44・平30条例６・令６条例16・一部改正）

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第３条　障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第５章まで及び第６章から第８章までに掲げる事業を行うものに限る。）は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し，これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

２　障害福祉サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

３　障害福祉サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の

整備を行うとともに,その職員に対し,研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（令３条例６・令６条例16・一部改正）

第２章　療養介護

（基本方針）

第４条　療養介護の事業は,利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，規則第２条の２に規定する者に対して，当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて，機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

第５条　療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置，構造及び設備は，利用者の特性に応じて工夫され，かつ，日照，採光，換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第６条　療養介護事業所の管理者は，医師でなければならない。

（運営規程）

第７条　療養介護事業者は，療養介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　職員の職種，員数及び職務の内容

(3)　利用定員

(4)　療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

(5)　サービス利用に当たっての留意事項

(6)　緊急時等における対応方法

(7)　非常災害対策

(8)　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(9)　虐待の防止のための措置に関する事項

(10)　その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第８条　療養介護事業者は,消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を

整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならない。

２　療養介護事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行わなければならない。

３　療養介護事業者は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（令３条例６・一部改正）

（記録の整備）

第９条　療養介護事業者は，職員，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　療養介護事業者は，利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該療養介護を提供した日から５年間保存しなければならない。

(1)　第17条第１項に規定する療養介護計画

(2)　第28条第２項に規定する身体拘束等の記録

(3)　第30条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(4)　第32条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（規模）

第10条　療養介護事業所は，20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第11条　療養介護事業所は，医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

２　前項に規定する設備は，専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

（職員の配置の基準）

第12条　療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。

(1)　管理者　１

(2)　医師　健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第４項第１号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

(3)　看護職員（看護師，准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。）　療養介護の単位ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を２で除した数以上

(4)　生活支援員　療養介護の単位ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を４で除した数以上。ただし，看護職員が，常勤換算方法で，利用者の数を２で除した数以上置かれている療養介護の単位については，置かれている看護職員の数から利用者の数を２で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(5)　サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）　療養介護事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に事業を開始する場合は，推定数による。

３　第１項の療養介護の単位は，療養介護であって，その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい，複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は20人以上とする。

４　第１項に規定する療養介護事業所の職員（第１号から第３号までに掲げる者を除く。）は，専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

５　第１項第１号の管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，療養介護事業所の管理上支障がない場合は，当該療養介護事業所の他の業務に従事し，又は当該療養介護事業所以外の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

６　第１項第４号の生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。

７　第１項第５号のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条　療養介護事業者は，療養介護の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

第14条　療養介護事業者は，療養介護を提供するに当たっては，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市，他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又

は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2　療養介護事業者は，療養介護の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第15条　療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2　前項の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，利用者に対し説明を行い，その同意を得なければならない。

（療養介護の取扱方針）

第16条　療養介護事業者は，次条第１項に規定する療養介護計画に基づき，利用者の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2　療養介護事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3　療養介護事業所の職員は，療養介護の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行わなければならない。

4　療養介護事業者は，その提供する療養介護の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

（令６条例16・一部改正）

（療養介護計画の作成等）

第17条　療養介護事業所の管理者は，サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2　療養介護計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活，課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者が自立した日常生活を営

むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3　サービス管理責任者は，アセスメントに当たっては，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に意思決定の支援を行うため，当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4　サービス管理責任者は，アセスメントに当たっては，利用者に面接して行わなければならない。この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得なければならない。

5　サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，療養介護の目標及びその達成時期，療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において，当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

6　サービス管理責任者は，療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい，テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し，当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに，前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7　サービス管理責任者は，第５項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得なければならない。

8　サービス管理責任者は，療養介護計画を作成した際には，当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第２項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第２項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

9　サービス管理責任者は，療養介護計画の作成後，療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに，少なくとも６月に１回以上，療養介護計画の見直しを行い，必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

10　サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければ

ならない。

(1)　定期的に利用者に面接すること。

(2)　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11　第２項から第８項までの規定は，第９項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（令３条例６・令６条例16・一部改正）

（サービス管理責任者の責務）

第18条　サービス管理責任者は，前条に規定する業務のほか，次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　利用申込者の利用に際し，その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により，その者の心身の状況，当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2)　利用者の心身の状況，その置かれている環境等に照らし，利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し，必要な支援を行うこと。

(3)　他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

２　サービス管理責任者は，業務を行うに当たっては，利用者の自己決定の尊重を原則とした上で，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

（令６条例16・一部改正）

（相談及び援助）

第19条　療養介護事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第20条　療養介護事業者は，利用者の心身の諸機能の維持回復を図り，日常生活の自立を助けるため，必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第21条　看護及び医学的管理の下における介護は，利用者の病状及び心身の状況に応じ，利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行われなければならない。

２　療養介護事業者は，利用者の病状及び心身の状況に応じ，適切な方法により，排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

３　療養介護事業者は，おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

４　療養介護事業者は，前３項に定めるほか，利用者に対し，離床，着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

５　療養介護事業者は，その利用者に対して，利用者の負担により，当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

第22条　療養介護事業者は，適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

２　療養介護事業者は，常に利用者の家族との連携を図るとともに，利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第23条　職員は，現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第24条　療養介護事業所の管理者は，当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　療養介護事業所の管理者は，当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第25条　療養介護事業者は，利用者に対し，適切な療養介護を提供できるよう，療養介護事業所ごとに，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　療養介護事業者は，療養介護事業所ごとに，当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。

３　療養介護事業者は，職員の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。

４　療養介護事業者は，適切な療養介護の提供を確保する観点から，職場において行われる

性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（令３条例６・一部改正）

（業務継続計画の策定等）

第25条の２　療養介護事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し，かつ，非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　療養介護事業者は，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　療養介護事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（令３条例６・追加）

（定員の遵守）

第26条　療養介護事業者は，利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。

（衛生管理等）

第27条　療養介護事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

２　療養介護事業者は，当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。

(2)　当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)　当該療養介護事業所において，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（令３条例６・一部改正）

（身体拘束等の禁止）

第28条　療養介護事業者は，療養介護の提供に当たっては，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。ただし，当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は，この限りでない。

２　療養介護事業者は，前項の身体拘束等を行う場合は，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

３　療養介護事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。

(2)　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3)　職員に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（令３条例６・一部改正）

（秘密保持等）

第29条　療養介護事業所の職員及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　療養介護事業者は，職員及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。

３　療養介護事業者は，他の療養介護事業者等に対して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（苦情解決）

第30条　療養介護事業者は，その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　療養介護事業者は，前項の苦情を受け付けた場合は，当該苦情の内容等を記録しなけれ

ばならない。

３　療養介護事業者は，その提供した療養介護に関し，法第19条第２項の規定により同条第１項の支給決定を行った市町村（特別区を含む。以下「支給決定者」という。）から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　療養介護事業者は，支給決定者からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を支給決定者に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第31条　療養介護事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第32条　療養介護事業者は，利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は，栃木県知事，支給決定者，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。

２　療養介護事業者は，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しなければならない。

３　療養介護事業者は，利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第32条の２　療養介護事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。

(2)　当該療養介護事業所において，職員に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3)　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（令３条例６・追加）

第３章　生活介護

（基本方針）

第33条　生活介護の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる

よう，規則第２条の４に規定する者に対して，入浴，排せつ及び食事の介護，創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

第34条　生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置，構造及び設備は，利用者の特性に応じて工夫され，かつ，日照，採光，換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第35条　生活介護事業所の管理者は，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第１項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に２年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

第36条　生活介護事業者は，生活介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　職員の職種，員数及び職務の内容

(3)　営業日及び営業時間

(4)　利用定員

(5)　生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

(6)　通常の事業の実施地域

(7)　サービスの利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(11)　虐待の防止のための措置に関する事項

(12)　その他運営に関する重要事項

（規模）

第37条　生活介護事業所は，20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第38条　生活介護事業所は，訓練・作業室，相談室，洗面所，便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の支援に支障がないときは，その一部を設けないことができる。

２　前項に規定する設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　訓練・作業室

ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2)　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3)　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。

(4)　便所　利用者の特性に応じたものであること。

３　第１項に規定する相談室及び多目的室は，利用者の支援に支障がない場合は，兼用することができる。

４　第１項に規定する設備は，専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

（職員の配置の基準）

第39条　生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。

(1)　管理者　１

(2)　医師　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3)　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章，次章及び第５章において同じ。），理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア　看護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，（ア）から（ウ）までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ，それぞれ（ア）から（ウ）までに掲げる数とする。

(ア)　平均障害支援区分が４未満　利用者の数を６で除した数以上

(イ)　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数以上

(ウ)　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除した数以上

イ　看護職員の数は，生活介護の単位ごとに，１以上とする。

ウ　理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士の数は，利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は，生活介護の単位ごとに，当該訓練を行うために必要な数とする。

エ　生活支援員の数は，生活介護の単位ごとに，１以上とする。

(4)　サービス管理責任者　生活介護事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に事業を開始する場合は，推定数による。

３　第１項の生活介護の単位は，生活介護であって，その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい，複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。

４　第１項第３号の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

５　第１項（第１号に掲げる者を除く。）及び前項に規定する生活介護事業所の職員は，専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

６　第１項第１号の管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，生活介護事業所の管理上支障がない場合は，当該生活介護事業所の他の業務に従事し，又は当該生活介護事業所以外の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

７　第１項第３号の生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。

８　第１項第４号のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。

（平25条例37・令６条例16・一部改正）

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第40条　生活介護事業者は，生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2　従たる事業所は，6 人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3　従たる事業所を設置する場合においては，主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ 1 人以上は，常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第41条　生活介護事業者は，当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（介護）

第42条　介護は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行われなければならない。

2　生活介護事業者は，利用者の心身の状況に応じ，適切な方法により，排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3　生活介護事業者は，おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4　生活介護事業者は，前 3 項に定めるほか，利用者に対し，離床，着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5　生活介護事業者は，常時 1 人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6　生活介護事業者は，利用者に対し，その負担により，当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（生産活動）

第43条　生活介護事業者は，生産活動の機会の提供に当たっては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2　生活介護事業者は，生産活動の機会の提供に当たっては，生産活動に従事する者の作業時間，作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3　生活介護事業者は，生産活動の機会の提供に当たっては，生産活動の能率の向上が図られるよう，利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4　生活介護事業者は，生産活動の機会の提供に当たっては，防塵（じん）設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

第44条　生活介護事業者は，生産活動に従事している者に，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第44条の２　生活介護事業者は，障害者の職場への定着を促進するため，当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，当該障害者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

２　生活介護事業者は，当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が，指定就労定着支援（宇都宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第９号）第177条の２に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には，前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者（同条例第177条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

（平30条例６・追加，令３条例６・一部改正）

（食事）

第45条　生活介護事業者は，あらかじめ，利用者に対し食事の提供の有無を説明し，提供を行う場合には，その内容及び費用に関して説明を行い，利用者の同意を得なければならない。

２　生活介護事業者は，食事の提供に当たっては，利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し，適切な時間に食事の提供を行うとともに，利用者の年齢及び障害の特性に応じた，適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため，必要な栄養管理を行わなければならない。

３　調理は，あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

４　生活介護事業者は，食事の提供を行う場合であって，生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（令７条例11・一部改正）

（健康管理）

第46条　生活介護事業者は，常に利用者の健康の状況に注意するとともに，健康保持のた

めの適切な措置を講じなければならない。

（緊急時等の対応）

第47条　職員は，現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第48条　生活介護事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

２　生活介護事業者は，当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。

(2)　当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)　当該生活介護事業所において，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（令３条例６・一部改正）

（協力医療機関）

第49条　生活介護事業者は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めておかなければならない。

（準用）

第50条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の２までの規定は，生活介護の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第50条において準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第50条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第50条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第50条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」

とあるのは「第50条において準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と，第18条中「前条」とあるのは「第50条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（令３条例６・一部改正）

第４章　自立訓練（機能訓練）

（基本方針）

第51条　自立訓練（機能訓練）の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，規則第６条の６第１号に規定する期間にわたり，身体機能又は生活能力の維持，向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（平30条例６・一部改正）

（職員の配置の基準）

第52条　自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。

(1)　管理者　１

(2)　看護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア　看護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は，自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を６で除した数以上とする。

イ　看護職員の数は，自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，１以上とする。

ウ　理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士の数は，自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，１以上とする。

エ　生活支援員の数は，自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，１以上とする。

(3)　サービス管理責任者　自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　自立訓練（機能訓練）事業者が自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて，利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条に

おいて「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は，自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，前項に規定する員数の職員に加えて，当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。

３　第１項の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に事業を開始する場合は，推定数による。

４　第１項第２号の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

５　第１項（第１号に掲げる者を除く。），第２項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は，専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

６　第１項第１号の管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は，当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し，又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

７　第１項第２号の看護職員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。

８　第１項第２号の生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。

９　第１項第３号のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。

（令６条例16・一部改正）

（訓練）

第53条　自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

２　自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者に対し，その有する能力を活用することにより，自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

３　自立訓練（機能訓練）事業者は，常時１人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

４　自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者に対し，その負担により，当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第54条　自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者が地域において自立した日常生活又は社

会生活を営むことができるよう，第61条の２に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し，必要な調整を行わなければならない。

２　自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者が住宅等における生活に移行した後も，一定期間，定期的な連絡，相談等を行わなければならない。

（令６条例16・一部改正）

（準用）

第55条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の２まで，第34条から第38条まで，第40条，第41条及び第44条の２から第49条までの規定は，自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第55条において準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第55条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第55条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第55条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第55条において準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と，第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（平30条例６・令３条例６・令６条例16・一部改正）

第５章　自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第56条　自立訓練（生活訓練）の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，規則第６条の６第２号に規定する期間にわたり，生活能力の維持，向上等のために必要な支援，訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（平30条例６・一部改正）

（規模）

第57条　自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は，20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2　前項の規定にかかわらず，宿泊型自立訓練（規則第25条第７号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は，宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第58条　自立訓練（生活訓練）事業所は，訓練・作業室，相談室，洗面所，便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の支援に支障がないときは，その一部を設けないことができる。

2　前項に規定する設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　訓練・作業室

ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2)　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3)　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。

(4)　便所　利用者の特性に応じたものであること。

3　宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあっては，第１項に規定する設備のほか，居室及び浴室を備えるものとし，その基準は次のとおりとする。ただし，宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあっては，同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

(1)　居室

ア　一の居室の定員は，１人とすること。

イ　一の居室の面積は，収納設備等を除き，7.43平方メートル以上とすること。

(2)　浴室　利用者の特性に応じたものであること。

4　第１項に規定する相談室及び多目的室は，利用者の支援に支障がない場合は，兼用することができる。

5　第１項及び第３項に規定する設備は，専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

6　宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓

練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

７　前項の規定にかかわらず，市長が火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって，火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1)　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性材料の使用，火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2)　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。

(3)　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練を頻繁に実施すること，配置人員を増員すること等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（職員の配置の基準）

第59条　自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。

(1)　管理者　１

(2)　生活支援員　自立訓練（生活訓練）事業所ごとに，常勤換算方法で，アに掲げる利用者の数を６で除した数及びイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア　イに掲げる利用者以外の利用者

イ　宿泊型自立訓練の利用者

(3)　地域移行支援員　宿泊型自立訓練を行う場合は，自立訓練（生活訓練）事業所ごとに，１以上

(4)　サービス管理責任者　自立訓練（生活訓練）事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練(生活訓練）事業所については，前項第２号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と，「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は，自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において，生活支援員及び看護職員の数は，当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに，それぞれ１以上とする。

３　自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて，利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は，前２項に規定する員数の職員に加えて，当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。

４　第１項（第２項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に事業を開始する場合は，推定数による。

５　第１項（第１号に掲げる者を除く。）及び第２項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は，専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

６　第１項第１号の管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は，当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し，又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

７　第１項第２号又は第２項の生活支援員のうち，１人以上は，常勤でなければならない。

８　第１項第４号のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。ただし，指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

（平26条例８・一部改正）

（準用）

第60条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の２まで，第34条から第36条まで，第40条，第41条，第44条の２から第49条まで，第53条及び第54条の規定は，自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第60条において準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，

同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第60条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第60条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第60条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第60条において準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と，第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と，第40条第２項中「６人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については６人以上，宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（平30条例６・令３条例６・令６条例16・一部改正）

第５章の２　就労選択支援

（令６条例16・追加）

（基本方針）

第60条の２　就労選択支援の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，規則第６条の７の２に規定する者につき，短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて，就労に関する適性，知識及び能力の評価並びに規則第６条の７の３に規定する事項の整理を行い，又はこれに併せて，当該評価及び当該整理の結果に基づき，規則第６条の７の４に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（令６条例16・追加）

（規模）

第60条の３　就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は，10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（令６条例16・追加）

（職員の配置の基準）

第60条の４　就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。

(1)　管理者　１

(2)　就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）　就労選択支援事業所ごとに，常時換算方法で，利用者の数を15で除した数以上

２　前項第２号の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に事業を開始する場合は，推定数による。

３　第１項第１号の管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は，当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し，又は当該就労選択支援事業所以外の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

４　第１項第２号の就労選択支援員は，専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

（令６条例16・追加）

（実施主体）

第60条の５　就労選択支援事業者は，就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって，過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（令６条例16・追加）

（評価及び整理の実施）

第60条の６　就労選択支援事業者は，短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて，就労に関する適性，知識及び能力の評価並びに規則第６条の７の３に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

２　障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には，就労選択支援事業者は，当該同様の評価及び整理をもって，アセスメントの実施に代えることができる。この場合において，就労選択支援事業者は，次項の規定による会議の開催，アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり，当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し，当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

３　就労選択支援事業者は，アセスメントの結果の作成に当たり，利用者及び市町村，指定特定相談支援事業者等，公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し，当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに，当該担当者等に意見を求めるものとする。

４　就労選択支援事業者は，アセスメントの結果を作成した際には，当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（令６条例16・追加）

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の７　就労選択支援事業者は，アセスメントの結果を踏まえ，必要に応じて公共職業安定所，障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

２　就労選択支援事業者は，法第89条の３第１項に規定する協議会への定期的な参加，公共職業安定所への訪問等により，地域における就労支援に係る社会資源，雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに，利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（令６条例16・追加）

（準用）

第60条の８　第８条，第９条（第２項第１号を除く。），第13条から第16条まで，第19条，第24条から第26条まで，第28条から第32条の２まで，第34条から第36条まで，第38条，第41条，第43条，第44条及び第45条から第49条までの規定は，就労選択支援の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第60条の８において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第60条の８において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第60条の８において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項に規定する療養介護計画に基づき，利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

（令６条例16・追加）

第６章　就労移行支援

（基本方針）

第61条　就労移行支援の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，規則第６条の９に規定する者に対して，規則第６条の８に規定する期間にわたり，生産活動その他の活動の機会の提供を通じて，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

第61条の２　就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は，10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（令６条例16・追加）

（認定就労移行支援事業所の設備）

第62条　第69条において準用する第38条の規定にかかわらず，あん摩マツサージ指圧師，はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は，同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（職員の配置の基準）

第63条　就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。

(1)　管理者　１

(2)　職業指導員及び生活支援員

ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で利用者の数を６で除した数以上とする。

イ　職業指導員の数は，就労移行支援事業所ごとに，１以上とする。

ウ　生活支援員の数は，就労移行支援事業所ごとに，１以上とする。

(3)　就労支援員　就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を15で除した数以上

(4)　サービス管理責任者　就労移行支援事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に事業を開始する場合は，推定数による。

３　第１項（第１号に掲げる者を除く。）に規定する就労移行支援事業所の職員は，専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

４　第１項第１号の管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は，当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し，又は当該就労移行支援事業所以外の事業所，施設等の職務に従事することができるも

のとする。

5　第１項第２号の職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなければならない。

6　第１項第４号のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。

（令３条例６・令６条例16・一部改正）

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第64条　前条の規定にかかわらず，認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。

(1)　管理者　1

(2)　職業指導員及び生活支援員

ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を10で除した数以上とする。

イ　職業指導員の数は，就労移行支援事業所ごとに，１以上とする。

ウ　生活支援員の数は，就労移行支援事業所ごとに，１以上とする。

(3)　サービス管理責任者　就労移行支援事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

2　前項の職員及びその員数については，前条第２項から第６項までの規定を準用する。

（令３条例６・一部改正）

（通勤のための訓練の実施）

第64条の２　就労移行支援事業者は，利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう，通勤のための訓練を実施しなければならない。

（平30条例６・追加）

（実習の実施）

第65条　就労移行支援事業者は，利用者が第69条において準用する第17条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう，実習の受入先を確保しなければならない。

2　就労移行支援事業者は，前項の実習の受入先の確保に当たっては，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第66条　就労移行支援事業者は，公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

２　就労移行支援事業者は，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第67条　就労移行支援事業者は，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

２　就労移行支援事業者は，利用者が，指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

（令３条例６・一部改正）

（就職状況の報告）

第68条　就労移行支援事業者は，毎年，前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を，市長に報告しなければならない。

（就労選択支援に関する情報提供）

第68条の２　就労移行支援事業者は，利用者に対し，指定計画相談支援を行う者と連携し，定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

（令６条例16・追加）

（準用）

第69条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の２まで，第34条から第36条まで，第38条，第40条，第41条，第43条，第44条，第45条から第49条まで及び第53条の規定は，就労移行支援の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第69条において準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第69条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第69条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第69条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第69条において準用する次条第１項」と，

第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と，第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と，第40条第１項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（平30条例６・令３条例６・令６条例16・一部改正）

第７章　就労継続支援A型

（基本方針）

第70条　就労継続支援A型の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，専ら規則第６条の10第１号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに，その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第71条　就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は，社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者，社会福祉事業に２年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

第71条の２　就労継続支援A型事業者は，就労継続支援A型事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　職員の職種，員数及び職務の内容

(3)　営業日及び営業時間

(4)　利用定員

(5)　就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

(6)　就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。），賃金及び第79条第３項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

(7)　通常の事業の実施地域

(8)　サービスの利用に当たっての留意事項

(9)　緊急時等における対応方法

(10)　非常災害対策

(11)　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(12)　虐待の防止のための措置に関する事項

(13)　その他運営に関する重要事項

（平29条例９・追加）

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第71条の３　就労継続支援A型事業者は，就労継続支援A型事業所ごとに，おおむね１年に１回以上，利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について，厚生労働大臣が定めるところにより，自ら評価を行い，その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（令３条例６・追加）

（規模）

第72条　就労継続支援A型事業所は，10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

２　就労継続支援A型事業者が第77条第２項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は，10人を下回ってはならない。

３　就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は，当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50及び９人を超えてはならない。

（設備の基準）

第73条　就労継続支援A型事業所は，訓練・作業室，相談室，洗面所，便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の支援に支障がないときは，その一部を設けないことができる。

２　前項に規定する設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　訓練・作業室

ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2)　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3)　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。

(4)　便所　利用者の特性に応じたものであること。

3　第１項に規定する訓練・作業室は，就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は，設けないことができる。

4　第１項に規定する相談室及び多目的室は，利用者の支援に支障がない場合は，兼用することができる。

5　第１項に規定する設備は，専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

（職員の配置の基準）

第74条　就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。

(1)　管理者　1

(2)　職業指導員及び生活支援員

ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，就労継続支援A型事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を10で除した数以上とする。

イ　職業指導員の数は，就労継続支援A型事業所ごとに，１以上とする。

ウ　生活支援員の数は，就労継続支援A型事業所ごとに，１以上とする。

(3)　サービス管理責任者　就労継続支援A型事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

2　前項の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に事業を開始する場合は，推定数による。

3　第１項（第１号に掲げる者を除く。）に規定する就労継続支援A型事業所の職員は，専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

4　第１項第１号の管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は，当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し，又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

5　第１項第２号の職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤でなけれ

ばならない。

6　第１項第３号のサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第75条　就労継続支援A型事業者は，就労継続支援A型事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2　従たる事業所は，10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3　従たる事業所を設置する場合においては，主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は，常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（実施主体）

第76条　就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は，当該就労継続支援A型事業者は，専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2　就労継続支援A型事業者は，障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（雇用契約の締結等）

第77条　就労継続支援A型事業者は，就労継続支援A型の提供に当たっては，利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず，就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は，規則第６条の10第２号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

（就労）

第78条　就労継続支援A型事業者は，就労の機会の提供に当たっては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2　就労継続支援A型事業者は，就労の機会の提供に当たっては，作業の能率の向上が図られるよう，利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3　就労継続支援A型事業者は，就労の機会の提供に当たっては，利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに，その希望を踏まえたものとしなければならない。

（平29条例９・一部改正）

（賃金及び工賃）

第79条　就労継続支援A型事業者は，第77条第１項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

２　就労継続支援A型事業者は，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が，利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

３　就労継続支援A型事業者は，第77条第２項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

４　就労継続支援A型事業者は，雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

５　第３項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる１月当たりの工賃の平均額は，3,000円を下回ってはならない。

（平29条例９・一部改正）

（実習の実施）

第80条　就労継続支援A型事業者は，利用者が第84条において準用する第17条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう，実習の受入先の確保に努めなければならない。

２　就労継続支援A型事業者は，前項の実習の受入先の確保に当たっては，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第81条　就労継続支援A型事業者は，公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

２　就労継続支援A型事業者は，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第82条　就労継続支援A型事業者は，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

２　就労継続支援A型事業者は，利用者が，指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（令３条例６・一部改正）

（利用者及び職員以外の者の雇用）

第83条　就労継続支援A型事業者は，利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は，次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ，当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

(1)　利用定員が10人以上20人以下　利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2)　利用定員が21人以上30人以下　10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3)　利用定員が31人以上　12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

（準用）

第84条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の２まで，第34条，第41条，第45条から第49条まで，第53条及び第68条の２の規定は，就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第84条において準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第84条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第84条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第84条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第84条において準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と，第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（平29条例９・令３条例６・令６条例16・一部改正）

第８章　就労継続支援B型

（基本方針）

第85条　就労継続支援B型の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，規則第６条の10第２号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに，生産活動その他の活動の機会の提供を通じて，その知識及び能力の向上のために必要

な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（工賃の支払等）

第86条　就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）は，利用者に，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

２　前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる１月当たりの工賃の平均額（第４項において「工賃の平均額」という。）は，3,000円を下回ってはならない。

３　就労継続支援B型事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

４　就労継続支援B型事業者は，年度ごとに，工賃の目標水準を設定し，当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに，栃木県知事及び市長に報告しなければならない。

（準用）

第87条　第８条，第９条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の２まで，第34条，第36条，第37条，第41条，第43条，第45条から第49条まで，第53条，第68条の２，第71条，第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は，就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において，第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第87条において準用する第17条第１項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と，同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第87条において準用する第28条第２項」と，同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第87条において準用する第30条第２項」と，同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第87条において準用する第32条第２項」と，第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第87条において準用する次条第１項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と，第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と，第80条第１項中「第84条」とあるのは「第87条」と，「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

（令３条例６・令６条例16・一部改正）

第９章　多機能型に関する特例

（規模に関する特例）

第88条　多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。），自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。），

自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。），就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。），就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」という。）は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（宇都宮市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年条例第６号。以下「指定通所支援条例」という。）第５条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては，当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし，宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は，当該多機能型事業所の利用定員を，次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ，当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)　多機能型生活介護事業所，多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）　６人以上

(2)　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　６人以上。ただし，宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては，宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が６人以上とする。

(3)　多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所　10人以上

２　前項の規定にかかわらず，主として重度の知的障害及び重度の上肢，下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては，第37条の規定にかかわらず，その利用定員を，当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。

３　多機能型生活介護事業所が主として重症心身障害児（児童福祉法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては，第37条の規定にかかわらず，その利用定員を，当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。

（令元条例６・令６条例16・一部改正）

（職員の員数等の特例）

第89条　多機能型事業所は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児

童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては,当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は，第39条第７項，第52条第７項及び第８項，第59条第７項，第63条第５項並びに第74条第５項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては,指定通所支援条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援条例第６条第１項第２号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし，管理者，医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。

２　多機能型事業所は，第39条第１項第４号及び同条第８項，第52条第１項第３号及び同条第９項，第59条第１項第４号及び同条第８項，第63条第１項第４号及び同条第６項並びに第74条第１項第３号及び同条第６項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず,一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして,当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を,次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ,当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において，この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。

(1)　利用者の数の合計が60以下　１以上

(2)　利用者の数の合計が61以上　１に，利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

（令３条例６・一部改正）

（設備の特例）

第90条　多機能型事業所については，サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ，一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第10章　雑則

（令３条例23・追加）

（電磁的記録等）

第91条　障害福祉サービス事業者及びその職員は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字,図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定され

るもの（次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　障害福祉サービス事業者及びその職員は，交付，説明，同意，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（令３条例23・追加）

附　則

この条例は，平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月22日条例第37号）

この条例は，平成25年４月１日から施行する。ただし，第１条（第９条の２第２号の改正規定中「第５条第12項」を「第５条第11項」に改める部分に限る。），第３条（第２条第１項の改正規定に限る。），第７条（第４条第３号の改正規定中「第５条第12項」を「第５条第11項」に改める部分に限る。）及び第９条から第12条までの規定は，平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月24日条例第８号）抄

（施行期日）

１　この条例は，平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年12月18日条例第44号）

この条例は，平成27年１月１日から施行する。

附　則（平成29年３月22日条例第９号）

この条例は，平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月23日条例第６号）抄

（施行期日）

１　この条例は，平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和元年７月３日条例第６号）抄

（施行期日）

1　この条例は，令和元年７月４日から施行する。

附　則（令和３年３月23日条例第６号）抄

（施行期日）

1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

3　この条例の施行の日から令和４年３月31日までの間，第３条の規定による改正後の宇都宮市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援条例」という。）第３条第４項及び第46条第２項（新指定通所支援条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。），第６条の規定による改正後の宇都宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス条例」という。）第３条第３項及び第41条の２（新指定障害福祉サービス条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第131条，第131条の４，第142条，第142条の４，第155条，第168条，第173条，第177条，第177条の12，第177条の20，第194条，第194条の11並びに第205条において準用する場合を含む。），第７条の規定による改正後の宇都宮市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス条例」という。）第３条第３項及び第32条の２（新障害福祉サービス条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），第８条の規定による改正後の宇都宮市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害者支援施設条例」という。）第３条第３項及び第59条の２，第９条の規定による改正後の宇都宮市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設条例」という。）第３条第３項及び第45条の２，第10条の規定による改正後の宇都宮市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター条例」という。）第２条第４項及び第18条の２並びに第11条の規定による改正後の宇都宮市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム条例」という。）第２条第４項及び第17条の２の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるように努めなければ」とする。

（業務継続計画等に係る経過措置）

5　この条例の施行の日から令和６年３月31日までの間，新指定通所支援条例第39条の２

（新指定通所支援条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。），新指定障害福祉サービス条例第34条の２（新指定障害福祉サービス条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第131条，第131条の４，第142条，第142条の４，第155条，第168条，第173条，第177条，第177条の12，第177条の20，第194条，第194条の11並びに第205条において準用する場合を含む。），新障害福祉サービス条例第25条の２（新障害福祉サービス条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設条例第47条の２，新障害者支援施設条例第37条の２，新地域活動支援センター条例第14条の２並びに新福祉ホーム条例第13条の２の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止に係る経過措置）

７　この条例の施行の日から令和６年３月31日までの間，新指定通所支援条例第42条第２項（新指定通所支援条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。），新指定障害福祉サービス条例第35条第３項（新指定障害福祉サービス条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第49条第１項及び第２項，第123条，第177条の12並びに第177条の20において準用する場合を含む。），第73条第２項及び第92条第２項（新指定障害福祉サービス条例第95条の５，第110条，第110条の４，第131条，第131条の４，第142条，第142条の４，第155条，第168条，第173条，第177条，第194条，第194条の11及び第205条において準用する場合を含む。），新障害福祉サービス条例第27条第２項及び第48条第２項（新障害福祉サービス条例第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設条例第50条第２項，新障害者支援施設条例第39条第２項，新地域活動支援センター条例第15条第２項並びに新福祉ホーム条例第14条第２項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

11　この条例の施行の日から令和４年３月31日までの間，新指定通所支援条例第45条第３項（新指定通所支援条例第59条，第63条，第77条，第84条，第85条，第89条，第97条及び第102条において準用する場合を含む。），新指定障害福祉サービス条例第36条の２第

３項（新指定障害福祉サービス条例第44条第１項及び第２項，第44条の４，第78条，第95条，第95条の５，第110条，第110条の４，第123条，第131条，第131条の４，第142条，第142条の４，第155条，第168条，第173条，第177条，第194条，第194条の11並びに第205条において準用する場合を含む。），新障害福祉サービス条例第28条第３項（新障害福祉サービス条例第50条，第55条，第60条，第69条，第84条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定障害者支援施設条例第53条第３項及び新障害者支援施設条例第41条第３項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

附　則（令和３年７月１日条例第23号）抄

（施行期日）

１　この条例は，令和３年７月２日から施行する。

附　則（令和６年３月22日条例第16号）抄

（施行期日）

１　この条例は，令和６年４月１日から施行する。ただし，第18条及び第22条の規定は同年６月１日から，第４条中宇都宮市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例第50条第１項の改正規定，第９条及び第11条の規定は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第104号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（委任）

17　この条例の施行について必要な事項は，市長が定める。

附　則（令和７年３月25日条例第11号）

この条例は，令和７年４月１日から施行する。